

令和 6 年度第 3 回

中標津町地域公共交通活性化協議会

議案

日時：令和 7 年 3 月 14 日（金） 10：30～

場所：中標津町役場 3 階 301 会議室

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局
（中標津町町民生活部生活課）

議案第 1 号	中標津町地域公共交通計画の評価等について・・・・・・・・・・	1
	別紙資料① 中標津町地域公共交通計画の評価等結果・・・・・・・・	5
	別紙資料② 評価指標の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 2 号	運賃協議部会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

議案第1号 中標津町地域公共交通計画の評価等について

1 交通計画の評価

(1) 概要

本計画は、計画策定(Plan)、事業の実施(Do)、モニタリング・推進(Chick)、見直し・改善(Action)を繰り返すPDCAサイクルの考え方により推進、進捗管理を行っています。

計画期間(R5～R9)を通しての長期のPDCA、年度ごとでの短期のPDCAを行っており、今回は後者による事業の評価を行います。

(2) 結果(詳細は別紙資料1)

【◎：今年度の状況、⇒：次年度以降の課題・取組】

ア 中標津市内線(評価指標①)

項目	現状値(R4)	目標値(R6)	実績値(R6)	達成	最終目標値(R9)
利用者数	52人/日	57人/日	57人/日	○	75人/日

◎大型商業施設・病院付近の停留所で多く利用

◎再編路線は、これらの施設への輸送を見据えたルートとしており、利便性向上へつながると考えられる

⇒引き続き、路線再編を進める

イ 町営バス路線(評価指標⑤～⑦)

項目	現状値※1	目標値(R6)	実績値(R6)	達成	最終目標値(R9)
利用者数	24人/日	24人/日	26人/日	○	—
収支率	5.9%	5.9%	5.9%	○	—
公的資金投入額	20,981千円	20,981千円	19,667千円	○	—

※1 利用者数はR4、収支率、公的資金投入額はR3の実績によるもの

【参考：R6年度実績】

路線名	収支率	運行収入	運行経費
俣落線	8.3%	622,435円	7,483,415円
武佐線	4.1%	344,990円	8,428,111円
養老牛線	5.0%	186,765円	3,754,972円
合計	5.9%	1,154,190円	19,666,498円

※2 赤字は現状値(R3)より悪化した数値

◎固定利用者である高校生の利用状態が影響していると考え

◎養老牛線の利用者増(R5：3.7人/日→R6：6.7人/日)

⇒引き続き、路線の見直しを進めていく

ウ 下校便（評価指標⑪）

項目	現状値(R6)	目標値(R6)	実績値(R6)	達成	最終目標値 (R9)
利用者数	27 人/日	27 人/日	27 人/日	○	－

◎中標津農業高校の下校時間帯バスについて、広域路線のダイヤ改正（R5.10～）により2便のバス運行が確保され、混雑状況が改善
⇒引き続き運行を維持していく。

エ 全路線（評価指標⑫）

項目	現状値(R4)	目標値(R6)	実績値(R6)	達成	最終目標値 (R9)
利用者数	446 人/日	444 人/日	452 人/日	○	－

◎広域路線において、コロナ禍からの回復による利用増がみられた
⇒イベントバス無料券配布（標津標茶線、中標津別海線、中標津空港線）を実施しており、町内路線では路線再編後の状況を踏まえながら利用促進策を検討していく。

オ その他（評価指標⑬）

項目	現状値(R4)	目標値(R6)	実績値(R6)	達成	最終目標値 (R9)
協議会開催数	2 回/年	2 回/年	3 回/年	○	2 回/年

◎町内路線の再編をメインに、協議を行うことができた
⇒町内路線の再編はもちろん、その他生じた課題等についても必要に応じて議論していく

（３）来年度に向けた方針

本年度は主に町内路線の再編について協議を行ってきましたが、令和7年10月からの路線再編に向け、引き続き協議・調整を進めていきます。

【スケジュール概要】

年月	内容
R7.4～	実証運行へ向けた協議・調整 ・ 調査 ・ 住民との意見交換 ・ 交通事業者との調整 ・ 実証運行手続き
R7.10～R8.3	実証運行開始
R8.4～	本格運行開始

2 計画に掲げる評価指標に関する見直し

(1) 概要

町内路線の再編等について、スケジュールを踏まえ一部評価指標が変更となります。

(2) 見直しに該当する評価指標（詳細は別紙資料2）

項目	施策名
目標値設定を R7→R8に変更	②ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数
	③ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率
	④ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額
R7 年度も引き続き 評価対象とするもの	⑤町営バス路線の利用者数
	⑥町営バス路線の収支率
	⑦町営バス路線の運行に要する公的資金投入額
新たな目標値の設定（R7）	⑪下校便利用者数
	⑫本町内における公共交通の利用者数

<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

別紙資料 1

中標津町地域公共交通計画の評価等結果（令和6年4月～令和7年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
評価指標① 中標津市内線利用者数 ・現状値（R4）52人/日 ・目標値（R6）57人/日以上 ・実績値（R6）57人/日	・効率化と利便性の両側面から路線の見直しを検討	・運行事業者からの情報提供	・達成 ・大型商業施設・病院付近の停留所で多く利用されている	・引き続き、路線の見直しを進める ・見直しとともに、バスマップやGTFSデータの作成等の検討も進めていく	・路線再編は、R7年10月から開始を予定
評価指標② ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数	—	—	—	—	・町内路線の再編と併せて検討中
評価指標③ ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率	—	—	—	—	・町内路線の再編と併せて検討中
評価指標④ ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額	—	—	—	—	・町内路線の再編と併せて検討中
評価指標⑤ 町営バス路線の利用者数 ・現状値（R4）24人/日 ・目標値（R6）24人/日 ・実績値（R6）26人/日	・より利用しやすい予約運行型（デマンド型）交通への転換を検討	・町が集計するデータの活用	・達成 ・固定利用者である高校生の利用有無による増減が実績に影響していると考えられ、養老牛線の利用者数が大きく増加している（R5：3.7人→R6：6.7人）	・引き続き、路線の見直しを進める ・見直しとともに、バスマップやGTFSデータの作成等の検討も進めていく	・デマンド型交通への転換は、R7年10月から開始を予定
評価指標⑥ 町営バス路線の収支率 ・現状値（R3）5.9% ・目標値（R6）5.9%以上 ・実績値（R6）5.9%	・評価指標⑤と同様	・町決算資料の活用	・達成 ・固定利用者である高校生の利用有無による増減が実績に影響していると考えられる	・引き続き、路線の見直しを進める ・見直しとともに、バスマップやGTFSデータの作成等の検討も進めていく	
評価指標⑦ 町営バス路線の運行に要する公的資金投入額 ・現状値（R3）20,981千円 ・目標値（R6）20,981千円以下 ・実績値（R6）19,667千円	・評価指標⑤と同様	・町決算資料の活用	・達成 ・車両修繕費用や消耗品（タイヤ等）の購入費用が減となった ・燃料費高騰により車両燃料費は増となっている	・引き続き、路線の見直しを進める ・見直しとともに、バスマップやGTFSデータの作成等の検討も進めていく ・車両について、老朽化及び路線再編後の利用実態を踏まえたコンパクト化について検討していく	
評価指標⑧ デマンド型交通の利用者数	—	—	—	—	・デマンド型交通への転換は、R7年10月から開始を予定
評価指標⑨ デマンド型交通の収支率	—	—	—	—	・デマンド型交通への転換は、R7年10月から開始を予定

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
評価指標⑩ デマンド型交通維持に要する公的資金投入額	—	—	—	—	・デマンド型交通への転換は、R7年10月から開始を予定
評価指標⑪ 下校便利用者数 ・現状値（R6）27人/日 ・目標値（R6）27人/日以上 ・実績値（R6）27人/日	・広域路線バスのダイヤ改正により、下校時間帯に2便のバスを運行	・運行事業者からの情報提供	・達成 ・ダイヤ改正前は高校生がバスに乗り切れない状況があったが、改善された	・高校生の下校の足であり、引き続き運行を維持していく	・広域路線バスのダイヤ改正（R5.10～）により、下校便の確保ができたため、R6年度から評価
評価指標⑫ 本町内における公共交通の利用者数 ・現状値（R4）446人/日 ・目標値（R6）444人/日以上 ・実績値（R6）452人/日	・必要に応じた路線の見直し ・関係自治体と連携した利用促進策の実施（広域路線、イベントバス無料券配布）	・町が集計するデータの活用 ・運行事業者からの情報提供	・達成 ・町営バスは評価指標⑤のとおり ・広域バス路線において、コロナ禍からの回復による利用者の増が見られている	・引き続き、見直しが必要な路線は検討を行う ・利用促進策について、関係自治体との連携はもちろん、路線再編後の状況を踏まえながら、町内路線での施策も検討していく	
評価指標⑬ 中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数 ・現状値（R4）2回 ・目標値（R6）2回以上 ・実績値（R6）3回	・年度の開催計画を整理	・協議会事務局の確認	・達成 ・計画の年度事業計画、評価に関する開催に、路線の再編による協議等による開催ができた	・引き続き、開催スケジュールを整理し、公共交通に関する協議の場を開催できるようにする	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（○年○月～○年○月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「—」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

(1) 目標 i に紐づく評価指標

目標 i		中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保				
評価指標①		中標津市内線利用者数				
目標設定の 考え方、 計測方法等		・ 施策①の実施により、中標津市内線の利便性が向上し、利用者数の増加が見込まれる一方で、人口減少による利用者数も縮小傾向になることが予想されます。 ・ これらのことから、令和 5 年度は人口減少を踏まえた目標値、施策①が実施される予定である令和 6 年度以降は利便性の向上（前年度利用者数の 10%増）及び人口減少を踏まえた目標値を設定します。 ・ 施策①の実施内容によっては、計画期間内に目標値を見直すことも検討します。 ・ 目標値は、毎年度の 1 日あたりの利用者数を整理し、把握することとします。				
現状値		目 標 値				
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
52 人/日	52 人/日 以上	57 人/日 以上	62 人/日 以上	68 人/日 以上	75 人/日 以上	

評価指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数				
目標設定の考え方、計測方法等	・ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策については、令和6年度の中標津市内線の見直しと併せて検討を行い、令和7年度に予定する見直し運行に合わせること想定しているため、支援策が確定次第、令和7年度の利用者数を現状値として整理し、以降は令和7年度の利用者数をもとに、目標値を設定します。 ・目標値は、毎年度の1日あたりの利用者数を整理し、把握することとします。				
現状値	目標値				
令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	—	—	—	令和7年度の検討内容を踏まえて設定	

中標津町地域公共交通計画第9章 評価指標の見直し

評価指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標②と同様に、令和7年度の収支率を現状値として、以降は令和7年度の収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定します。 ・目標値は、運行収入及び運行経費から収支率を算出し、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	—	—	—	令和7年度の検討内容を踏まえて設定	

評価指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標②、③と同様に、令和7年度の町が支出する運行経費を現状値として、以降は令和7年度の経費状況をもとに、目標値を設定します。 ・町が運行経費を調査・把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	—	—	—	令和7年度の検討内容を踏まえて設定	

(2) 目標 ii に紐づく評価指標

目標 ii		自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保													
評価指標⑤		町営バス路線の利用者数													
目標設定の 考え方、 計測方法等	・町営バス 3 路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の令和 4 年度の 1 日あたりの利用者数を現状値として設定します。 ・目標値は、毎年度の 1 日あたりの利用者数を整理し、把握することとします。 ・なお、町営バス 3 路線は、令和 7 年度以降にデマンド型交通への転換を想定しているため、運行開始年度以降は、評価指標⑧によって評価をします。														
	<table><tr><th>路線名</th><th>1 日あたりの利用者数</th></tr><tr><td>俣落線</td><td>10 人</td></tr><tr><td>武佐線</td><td>10 人</td></tr><tr><td>養老牛線</td><td>4 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>24 人</td></tr></table>					路線名	1 日あたりの利用者数	俣落線	10 人	武佐線	10 人	養老牛線	4 人	合計	24 人
	路線名	1 日あたりの利用者数													
	俣落線	10 人													
	武佐線	10 人													
養老牛線	4 人														
合計	24 人														
現 状 値		目 標 値													
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度										
24 人/日	24 人/日 以上	24 人/日 以上	24 人/日 以上	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定											

評価指標⑥	町営バス路線の収支率																								
目標設定の 考え方、 計測方法等	・現在の町営バス 3 路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の収支率を現状値として、目標値の下限に設定します。																								
	・なお、町営バス 3 路線は、令和 7 年度以降にデマンド型交通への転換を想定しているため、運行開始年度以降は、評価指標⑨によって評価をします。																								
	<table><tr><th>路線名</th><th>収支率</th><th>運行収入</th><th>運行経費</th></tr><tr><td>俣落線</td><td>5.5%</td><td>538,545 円</td><td>9,710,599 円</td></tr><tr><td>武佐線</td><td>5.8%</td><td>467,390 円</td><td>8,061,105 円</td></tr><tr><td>養老牛線</td><td>7.0%</td><td>223,800 円</td><td>3,209,122 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5.9%</td><td>1,229,735 円</td><td>20,980,826 円</td></tr></table>					路線名	収支率	運行収入	運行経費	俣落線	5.5%	538,545 円	9,710,599 円	武佐線	5.8%	467,390 円	8,061,105 円	養老牛線	7.0%	223,800 円	3,209,122 円	合計	5.9%	1,229,735 円	20,980,826 円
路線名	収支率	運行収入	運行経費																						
俣落線	5.5%	538,545 円	9,710,599 円																						
武佐線	5.8%	467,390 円	8,061,105 円																						
養老牛線	7.0%	223,800 円	3,209,122 円																						
合計	5.9%	1,229,735 円	20,980,826 円																						
現状値	目 標 値																								
令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																				
5.9%	5.9%以上	5.9%以上	5.9%以上	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定																					

中標津町地域公共交通計画第9章 評価指標の見直し

評価指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額														
目標設定の 考え方、 計測方法等	・現在の町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の公的資金投入額を現状値として、目標値の下限に設定します※。 ・なお、町営バス3路線は、令和7年度以降にデマンド型交通への転換を想定しているため、運行開始年度以降は、評価指標⑩によって評価をします。														
	<table><tr><th>路線名</th><th>公的資金投入額</th></tr><tr><td>俣落線</td><td>9,710,599 円</td></tr><tr><td>武佐線</td><td>8,061,105 円</td></tr><tr><td>養老牛線</td><td>3,209,122 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,980,826 円</td></tr></table>					路線名	公的資金投入額	俣落線	9,710,599 円	武佐線	8,061,105 円	養老牛線	3,209,122 円	合計	20,980,826 円
	路線名	公的資金投入額													
俣落線	9,710,599 円														
武佐線	8,061,105 円														
養老牛線	3,209,122 円														
合計	20,980,826 円														
現状値	目 標 値														
令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度										
20,981 千円	20,981 千円 以下	20,981 千円 以下	10,491 千円 以下	令和7年度の検討内容を踏まえて設定											

※令和7年度については、10月にデマンド型交通への転換を検討しているため、4月から9月までの6ヵ月間で目標値を設定しており、関係者等との協議を踏まえ、目標値の見直しを行う場合があります。

評価指標⑧	デマンド型交通利用者数				
目標設定の 考え方、 計測方法等	・施策③の実施により、町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）をデマンド型交通に転換するため、現状値を令和4年度の町営バス3路線の農村部利用者数とします。 ・デマンド型交通の運行が実施される予定の令和7年度以降の目標値は、施策③の実施による利便性向上（前年度利用者数の30%増）及び人口減少を踏まえ設定します。 ・施策③の実施内容によっては、計画期間内に目標値を見直すことも検討します。				
現状値	目 標 値				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
7人/日	—	—	9人/日 以上	12人/日 以上	15人/日 以上

評価指標⑨	デマンド型交通収支率				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標⑧と同様に、現在の町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の収支率を現状値として、運行開始を予定している令和7年度から目標値を設定します。 ・令和7年度以降は、これまでの運行形態よりも効率的な運行を目指すため、現状値を目標値の下限に設定します。 ・目標値は、運行収入及び運行経費から収支率を算出し、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
5.9%	—	—	5.9% 以上	5.9% 以上	5.9% 以上

評価指標⑩	デマンド型交通維持に要する公的資金投入額				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標⑧、⑨と同様に、現在の町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の公的資金投入額を現状値として、運行開始を予定している令和7年度から目標値を設定します※。 ・令和7年度以降は、これまでの運行形態よりも効率的な運行を目指すため、現状の公的資金投入額を目標値の上限に設定します。				
現状値	目 標 値				
令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
20,981千円	—	—	10,490千円 以下	20,981千円 以下	20,981千円 以下

※令和7年度については、10月にデマンド型交通への転換を検討しているため、10月から3月までの6ヵ月間で目標値を設定しており、関係者等との協議を踏まえ、目標値の見直しを行う場合があります。

(3) 目標iiiに紐づく評価指標

目標 iii		市街地-計根別地区間における下校便等の確保				
評価指標⑪	下校便利用者数					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・ 施策⑤の実施により、令和 7 年度から新たな下校便を検討するため、令和 6 年度の利用者数を現状値とし、以降は令和 6 年度の利用者数をもとに目標値を設定します。					
現状値	目 標 値					
令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
27 人/日	－	27 人/日	27 人/日	27 人/日	27 人/日	

(4) 目標ivに紐づく評価指標

目標iv		公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開				
評価指標⑫	本町内における公共交通の利用者数					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・本評価指標で対象とする公共交通を、広域バス路線（釧路羅臼線・釧路標津線・標津標茶線・中標津線・中標津空港線）の5路線、中標津市内線、中標津計根別線、町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の計10路線とし、1日の合計利用者数を現状値とします。 ・広域バス路線は、町外の利用者を含む路線全体の利用者数を用いることとします。 ・令和5年度の目標値は、現状値から人口減少を踏まえ設定します。 ・令和7年度以降は、本計画内の各施策により町内の公共交通が大きく変わることやその他広域バス路線の再編等が想定されるため、これらを踏まえて、再度、目標値を見直し設定します。					
現状値	目 標 値					
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
446人/日	445人/日 以上	444人/日 以上	444人/日 以上	令和7年度の検討内容等を踏まえて 設定		

評価指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数					
目標設定の考え方、計測方法等	・本計画で整理した、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性が、継続的に検討・評価しているかの指標として、中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数を目標値とします。					
現状値	目 標 値					
令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
2回	年に2回以上	年に2回以上	年に2回以上	年に2回以上	年に2回以上	

表 9-2 各評価指標の数値データの取得方法

評価指標名		入手方法
評価指標①	中標津市内線利用者数	・ 運行事業者からの情報提供
評価指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数	・ 運行事業者からの情報提供
評価指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率	・ 町決算資料の活用
評価指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額	・ 町決算資料の活用
評価指標⑤	町営バス路線の利用者数	・ 町が集計するデータの活用
評価指標⑥	町営バス路線の収支率	・ 町決算資料の活用
評価指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額	・ 町決算資料の活用
評価指標⑧	デマンド型交通利用者数	・ 町が集計するデータの活用
評価指標⑨	デマンド型交通収支率	・ 町決算資料の活用
評価指標⑩	デマンド型交通維持に要する公的資金投入額	・ 町決算資料の活用
評価指標⑪	下校便利用者数	・ 町が集計するデータの活用 ・ 運行事業者からの情報提供
評価指標⑫	本町内における公共交通の利用者数	・ 町が集計するデータの活用 ・ 運行事業者からの情報提供
評価指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数	・ 協議会事務局の確認

表 9-3 評価指標の評価スケジュール

評価指標名		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
評価 指標①	中標津市内線利用者数	○	○	○	○	○
評価 指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数	—	—	—	○	○
評価 指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率	—	—	—	○	○
評価 指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に 要する公的資金投入額	—	—	—	○	○
評価 指標⑤	町営バス路線の利用者数	○	○	○	令和7年度の 検討結果次第 では令和8年 度以降も評価 を実施	
評価 指標⑥	町営バス路線の収支率	○	○	○		
評価 指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額	○	○	○		
評価 指標⑧	デマンド型交通利用者数	—	—	○	○	○
評価 指標⑨	デマンド型交通収支率	—	—	○	○	○
評価 指標⑩	デマンド型交通維持に 要する公的資金投入額	—	—	○	○	○
評価 指標⑪	下校便利利用者数	—	○	○	○	○
評価 指標⑫	本町内における公共交通の利用者数	○	○	○	○	○
評価 指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の 開催回数	○	○	○	○	○

議案第2号 運賃協議部会の設置について

(1) 概要

令和5年10月1日付けで改正道路運送法が施行され、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃については、地域公共交通活性化協議会ではなく、別に設置する運賃協議会において協議することが必要となりました。

そのため、中標津市内線バス及び中標津空港線バスの運賃について協議するため、中標津町地域公共交通活性化協議会部会設置規程（以下「部会設置規程」）に基づき、「中標津町地域公共交通活性化協議会」の部会として、「運賃協議部会」を設置します。協議結果は、地域公共交通活性化協議会の中で報告します。

なお、町営バス路線（自家用有償旅客運送）の運賃については、地域公共交通活性化協議会で協議します。

道路運送法改正前	道路運送法改正後（R5.10.1～）
①地域公共交通活性化協議会で協議 ↓ ②運賃の届出（交通事業者）	①公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ※ホームページへの意見募集掲載等を想定 ↓ ②運賃協議部会で協議 ※独占禁止法に抵触しないため、 <u>1事業者ごと</u> に個別協議が必要 ↓ ③運賃の届出（交通事業者）

(2) 運賃協議部会の構成員について

道路運送法第9条第4項には、部会の構成員について、

- ①市町村又は都道府県
 - ②当該運賃を定める一般乗合旅客自動車運送業者
 - ③地方運輸局長
 - ④市町村長が住民の意見を代表するものとして指名する者
- と定められており、部会の構成員については、以下のとおりとします。

・運賃協議部会構成員（案）

	所属	役職	氏名
1	中標津町町民生活部	部長	石垣 敏
2	阿寒バス株式会社	営業本部長	須田 広伸
3	根室交通株式会社	取締役統括本部長	秋穂 智久
4	北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	松田 順一
5	中標津町全町内会連合会	副会長	端 裕子

なお、部会長は、部会設置規程第4条第1項より、次の者といたします。

中標津町町民生活部 部長 石垣 敏

また、事務局につきましては、協議会本体と同じく、中標津町町民生活部生活課交通町民相談係が担当いたします。

(3) 今後のスケジュールについて

今後は、次のようなスケジュールで部会を開催していく予定です。

日程	内容	備考
令和7年4～5月	町ホームページにて意見募集 第1回部会（書面予定）	
令和7年6月	令和7年度第1回中標津町地域公共交通活性化協議会にて 協議内容を報告	

※現時点での予定のため、変更となる場合があります。

(4) 部会の任期について

部会設置規定第2条、3条より、「協議会会長から指示があった事項について、調査、検討を行うものとし、任期はその事由が消滅するまで」となっております。

そのため、部会における当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了するまでが任期となります。

※道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

出典：国土交通省資料

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもちて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など
を想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

- ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
- ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

中標津町地域公共交通活性化協議会部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、設置要綱第2条の各号に掲げる事項で中標津町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）から指示があった事項について、調査、検討等を行うものとする。

(組織の構成及び任期)

第3条 部会員は、前条に掲げる事由が発生する度に、会長が指名する者で構成し、任期はその事由が消滅するまでの期間とする。

(部会長)

第4条 部会には部会長を1名置き、部会員の中から会長が指名する。

2 部会長は、部会を代表し会務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

4 会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、部会長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることができる。

5 部会長が特に必要と認めた場合、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議の案件について部会長が軽微な事案と判断した場合又は部会員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(報告)

第6条 部会長は、必要に応じて部会の結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定等への支援)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (地域公共交通計画策定事業、**利便増進計画策定事業**、運送継続計画策定事業)

- 補助対象事業者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費:地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率:1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

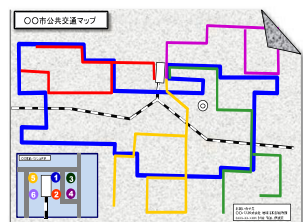
⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、
公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業)

- 補助対象事業者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費:国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率:1/2
- 補助対象期間:5年間

支援の対象となる利用促進のイメージ



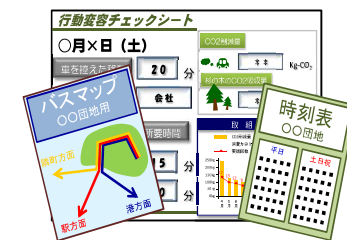
公共交通マップ・総合時刻表の作成



企画切符の発行



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施